

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第6号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成23年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月27日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



第1条中「。以下「条例」という。」を削り、「(以下「大震災」という。)により被災した」を「による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域から避難等した」に改める。

第2条中「(第1号及び第2号については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域)」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「)及び」を「)、」に、「並びに」を「、」に改め、「富岡町の一部」の次に「及び令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）」を加え、「4つの」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前年」を「令和2年」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条中「大震災」を「東日本大震災」に改め、「等、旧居住制限区域等（居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部であって、平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、令和2年3月4日に指定が解除された双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、同月5日に指定が解除された大熊町の帰還困難区域の一部及び同月10日に指定が解除された富岡町の帰還困難区域の一部をいう。以下同じ。）」を削る。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であって、令和4年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する令和3年度相当分の保険料

第4条第1項第2号中「平成31年度末」を「令和2年度末」に、「令和2年」を「令和3年」に、「平成31年度分」を「令和2年度相当分」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。